

総務区民委員会会議録

1 開会年月日

令和7年12月1日（月）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席議員（9名）

議長	白石	英行
副委員長	金子	てるよし
理事	宮野	ゆみこ
理事	田中	香澄
理事	名取	顕一
理事	浅田	保雄
理事	海津	敦子
理事	山本	一仁
委員	吉村	美紀

4 欠席委員

なし

5 委員外議員

議長	市村	やすとし
議員	高山	泰三

6 出席説明員

成澤廣修	区長
佐藤正子	副区長
加藤裕一	副区長
丹羽恵玲奈	教育長
新名幸男	企画政策部長
竹田弘一	総務部長
川崎慎一郎	企画課長
菊池日彦	政策研究担当課長

進 憲 司 財政課長
横 山 尚 人 広報戦略課長
畠 中 貴 史 総務課長
中 川 景 司 職員課長

7 事務局職員

事務局長 佐久間 康一
議事調査主査 小松崎 哲生
議事調査主査 菅 波 節子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第52号 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例
- 2) 議案第53号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第54号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 4) 議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 5) 議案第56号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(2) 理事者報告

- 1) 報告事項1 令和7年特別区職員の給与等に関する報告及び勧告について
- (3) その他

午後 3時40分 開会

○白石委員長 それでは、総務区民委員会を開会いたします。

委員の出席状況ですが、全員出席です。

理事者におかれましても、関係理事者に御出席をいただいております。

○白石委員長 理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催してまいりたいと思いま
すが、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○白石委員長 本日の委員会運営について。

付託議案審査5件。

付託議案審査に関する項目については、その議案審査の際に理事者報告を受けることとします。

また、まず初めに、職員及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の改正である議案第55号と第56号の2件について、一括して審査することとし、態度表明は議案ごとに行うこととします。

続いて、特別職及び区議会議員給与等に関する条例の改正である議案第52号から第54号までの3件について、一括して審査することとし、態度表明は議案ごととしたいと思います。

理事者報告1件、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会という流れで、委員会を運営してまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、皆様には、質問・答弁など簡潔に行っていただければと思います。

○白石委員長

議案第55号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第56号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これらの2件については、報告事項1「令和7年特別区職員の給与等に関する報告及び勧告について」が関連するため、先に報告を受けた後、議案の提案説明を受け、一括して質疑を受けることとします。

なお、態度表明については、議案ごとに行います。

それでは、報告事項1の説明をお願いいたします。

中川職員課長。

○中川職員課長 それでは、資料第4号に基づき、令和7年特別区職員の給与等に関する報告及び勧告について、御報告いたします。

令和7年10月14日、特別区人事委員会は、特別区職員の給与等実態調査を行うとともに、特別区内の民間従業員の給与調査を実施した結果、職員の給与が民間従業員の給与を1万4,860円、3.80%下回っていたため、本年度の職員の給与を改定するように勧告したものでございます。

勧告の内容でございますが、1番、月例給につきましては、初任給を引き上げるとともに、

若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について、給料月額を引き上げるものでございます。

2、特別給につきましては、年間の支給月数を0.05月引き上げ、4.9月とするものでございます。

引上げ分につきましては、期末手当及び勤勉手當に均等に配分するものでございます。

3、給与制度のアップデートにつきましては、複雑化・多様化する行政課題に対応する必要がある中、管理職の役割の重要度が増しているという状況に鑑み、管理職の職務・職責をより重視した給料体系の実現と早期昇格者の処遇改善を図るため、管理職の給料月額を見直すものでございます。

4、実施時期でございますが、月例給につきましては、令和7年4月1日に遡って実施し、特別給につきましては、条例公布の日から実施いたします。

また、管理職の給料月額の見直しにつきましては、令和8年4月1日からの実施となります。

その他、人事・給与制度に関する意見として、人材の確保と育成、採用制度の見直し、勤務環境の整備等に関する意見として、誰もが活躍できる勤務環境づくり、区民からの信頼の確保といった観点で意見をいただいているところでございます。

報告は以上になります。

○白石委員長 次に、議案第55号と第56号の提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第55号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第56号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第55号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例です。

委員会資料第2号を御覧ください。

本案は、さきに御報告いたしました特別区人事委員会の給与に関する勧告に基づき、規定を整備するものでございます。

本条例の第1条関係は、公民較差解消のため、月例給と特別給及び初任給調整手当の改正を行うものでございます。

別表第1及び別表第2に定める給料表の改正は、給料月額を勧告どおり引き上げるものでございます。

第10条の2の改正は、医師等に係る初任給調整手当について、限度額を引き上げるものでございます。

第26条の改正は、令和7年12月における期末手当の支給月数を0.025月引き上げるものでございます。

第27条の改正は、令和7年12月の勤勉手当について、支給月数を0.025月引き上げるものでございます。

第2条関係は、令和8年度以降の特別給の改正を行うものでございます。

第1条で改正した期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ分について、6月及び12月の支給月数が均等となるよう規定を整備いたします。

最後に、附則でございます。

本条例の施行期日は、第1条関係については公布の日、第2条関係については令和8年4月1日でございます。

なお、第1条関係の給料表の改正については、令和7年4月1日に遡って適用いたします。

また、その他の附則については、改正前に支給された給与は、改正後の規定による給与の内扱いとみなす旨などを定めるものでございます。

次に、議案第56号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

委員会資料第3号を御覧ください。

本案は、常勤職員における特別給の支給月数の改定が行われることに伴い、会計年度任用職員の特別給を改定するため、提案するものでございます。

本条例の第1条関係は、令和7年12月における期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げるものでございます。

第2条関係は、第1条で改正した期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ分について、6月及び12月の支給月数が均等となるよう規定を整備いたします。

本条例の施行期日は、第1条関係については公布の日、第2条関係については令和8年4月1日でございます。

以上御説明いたしました2議案につきまして、よろしく御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

御質疑のある方、どうぞ、挙手をお願いします。

海津委員。

○海津委員 職員の方の給与に関しては、非常にモチベーションも上がることですし、昨年度の場合は、管理職の方にはさして影響がなかったというところもお聞きしておりますので、今回は全般的なところだということで、賛成であります。今から言ってもあれなんですが。

ただ、最近、静かな退職と言われるように、やはり管理職になりたくないという、普通に平社員というか、役職でいいやという方も増えているというふうに聞いていますが、やはりそのところには、例えばですよ、例えば、ヒラメ的な、上ばかりを、意向を気にしつつの仕事だとつまらないとか、やはりやりたいこと、区民のためにこうしたことを改革したいんだと思ったときに、後押しされるような組織というものが、静かな退職ではない、仕事、まあ選択の自由ですけれども、そうしたことを選んでいくという職場環境の構築につながっていくんではないかと思うんですけども、そのあたり文京区の職員の方々はどういうふうに感じなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 今、お話があつたところでございますけれども、一般職員、実際は、管理職がこうだ、ああだといつても、実務の中心を担っているのは係長あるいは係員だったりするわけです。私どもとしても、そのあたりはきちんと話をしないと、先ほど上ばかり見ているというようなお話もありましたけれども、実際問題、上からこう言われたからこうしましょうということだけで、話が実際進まないというようなところがあります。

我々公務員というところもありますので、法だったり、国の通達があつたりということで、やらなきやならないというような部分も正直あります。そういった部分については、管理職であつたり、その下の係長であつたりというところでも、かなり丁寧にその下にも説明をしてというような形でやっているというような認識は持つているところでございます。

先ほど最初におっしゃられたモチベーションというようなところも当然ありますので、ただ単にやりなさいというような指示、それはないようにというようなところで仕事は進めているところでございますので、今後ともそういった、急に出てくる、ぼつと出でてくる課題とかというのもやっぱりありますから、そこが職員の負担だったりとか、その仕事の面白さというようなものを低減しないような形で、組織運営はしていくべきものというふうに考えてございます。

○白石委員長 海津委員。

○海津委員 分かりました。やはり、公務員になるということの矜持を持ってなっていただいているものと理解しているところですので、そうした矜持をなくすことのない、本当にやりたいことを、区民のためにこうしたことを改革したいということがあったときに、しっかりと後押しをできる、前例にとらわれない、変えるところは変えていく、改善していくという組織運営をお願いしたいこと。

それから、もう一つお願いしたいのが、やはり職員の方々が、何であの人、高評価なんだろうというような疑問を持たれないような、きちっと、みんなが納得ができる、360度評価とは言いませんけれども、やはり誰もが納得できるような評価をしていくということも、まさにこの報酬にも影響してくることですので、そこは改めてお願いをしておきたいと思いますが、そこだけ1点、御答弁いただきたい。

○白石委員長 今、お願いしますと言っていたじゃない。

では、中川職員課長。

○中川職員課長 今、職員の評価という部分もございましたが、こちらについては、管理職であろうが、一般の職員であろうがということで、人事評価制度に基づいてということで、実施をしているところでございます。なので、評価が高ければモチベーションが上がるというようなことは当然あるとは思うんですけれども、一方で、絶対評価、相対評価、そういう評価の手法とかということも制度上はございますので、その辺で職員の、管理職も含めてにはなりますけれども、モチベーションが低減しないようにというようなところで配慮していく必要はあるというふうには考えてございます。

○白石委員長 職員課長、適切に行っているかどうかということ……。

○中川職員課長 評価制度については、きちっと要領に定めたものに従って実施はしておりますので、そういう部分では、適正に行われているということでございます。

○白石委員長 では続いて、浅田委員。

○浅田委員 今は私、議員を拝命していますけれども、かつては労働組合の活動家でもありましたので、今日はちょっと歓迎したい意味での質問をさせていただきますが、そもそも、御説明にあったとおり、人事院勧告制度というのは、スト権の代償措置というところから、私たちの受け止めはね、なっているわけで。つまり、争議権がない中で、この人事院勧告というのを受け入れることで、私たち労働組合、当時のね、労働組合の側、つまり働く者の側にとって、生活を守るということ。それから、当然それに関係する労働条件を守るということ。それから、それに付随する国民、区民へのサービスを守るということ。これは、セットの問

題として取り上げてきていて、形の上では、人事院勧告完全実施ということが一番大きな命題だったわけです。

今回の場合も、この人事院勧告に沿った形で、給与の引上げということが提案されているわけで、これについては歓迎したいというふうに思うわけです。

あわせて、もちろん今回の条例については、賃金というものについての提案なわけですね。これは分かります。だけれども、実際に区民サービスを確保する、あるいはそこに働いている人たちの労働条件を含めて、本当に働きやすい労働条件を確保するということも、私はセットだろうというふうに思うんです。

ぜひお願いしたいのは、今回の賃金のアップに合わせて、働いている方の労働条件も、ぜひ働きやすい職場環境をつくっていただきたいというふうに思っているんです。

で、あれもこれもというわけじゃありませんけど、ちょっと1点だけ気になっていること、それは職員の病気休暇、これは福利厚生に関する問題でありますけれども、今、非常に精神的に、どう言えばいいんですかね、なかなか難しい病気を背負って、長期休暇に入っていることが多いというふうに伺っています。そういう方の制度、つまりそういう方の保障も含めた、今回の賃金のアップというふうに、私は考えるべきだろうというふうに思うんですね。ですから、職員の福利厚生、とりわけ心身の不調などで長期休暇されているような方へのケアを含めた保障も併せて、今回の賃上げについては、ぜひ御検討いただきたいと思うんですが、ちょっと御見解をお願いいたします。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 職員のメンタルヘルスという形になるのかなと思うんですけども、こちらについての取組としては、やはり現状行っている産業医等の相談体制、これをきちんと整備することであったり、研修ということもこれは必要であったりもしています。従前ですと、研修というと、メンタルヘルス研修というと、部下の様子をきちんと見ていくというような趣旨で行ったりというものが多かったんですけども、最近ですと、レジリエンス研修ということで、職員自身の適応能力を伸ばしていくというような、そういった趣旨で研修を行ったりということで、その研修のやり方一つ取っても、かなり多岐にわたりという形で、今まで以上に丁寧に進めていく必要はあると思っております。

ですので、もちろん、制度上、実際にお休みに入ってしまったというような形がある場合は、勤務を軽減したりとか訓練を行ったりとかということも、これまでやってきたものではございますけれども、そういったようなところで、職員の負担というところが、実際に

病気になった後も、なる前も含めて、きちんと整備をしていくという考え方で今後も進めていきたいというふうには考えてございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。ぜひ、職員を大切にすること、それが最終的には区民サービスの向上につながるというふうに思いますので、お願ひします。

ちょっと1点だけ、これで終わりますけど、今、東京都を含めて、カスハラ対策ということが具体的に行われています。文京区においても、どう対応していくのかと、今、議論されていると思うんですけれども、非常に深刻な問題が私はあるように感じているんです。というのは、ちょっと説明は避けますけれども、区民の側の方から異常なまでの執拗な問い合わせといいますか、詰問といいますか、そういうものがあって、私も先日受けましたけれども、やっぱり連日続くと、非常に職員の方も精神的に参ってしまうんじゃないかなというような事例もありますので、この点についても、ぜひ、労働条件を守るということをね、賃金を今回は上げるということ、それと労働条件を、環境をよくするということ、それから、ぜひカスハラについても、具体的な検討を私はやっていただきたいというふうに思いますので、併せてこれについてはお願ひすることです。あれば。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 カスハラ対策については、昨年度、対策基本方針をつくりまして、今年度については、マニュアルのほうの策定に向けてということで、これは窓口の職場の職員も含めて、むしろそういった職員が入ってもらわないとということで、プロジェクトチームをつくり、今後、議論を深めていくというような状況でございます。もちろん、窓口には様々な状況の区民の方がいらっしゃるので、丁寧な対応というものは前提としなきやいけないというところでございますが、その中でも、今、委員がおっしゃるように、執拗な、過度などいうようなことをおっしゃられる方、あるいは行動に移す方がいらっしゃった場合に対するきちんとした対応策というのは、全庁で共有して対応策を考えていくという考え方でございます。

○白石委員長 ほかに御質疑のある方。よろしいでしょうか。

それでは、金子副委員長。

○金子副委員長 では、内容の点で、1つは、影響額ですね、職員、それから会計年度職員、それぞれ数字が出ると思います。ちなみに、昨年は、給与の部分と月例給の部分と特別給か、その内訳も含めてお示しいただいているので、それぞれそれを聞きたいというのが1つです。それから2つ目に、今回の人事委員会の勧告というのは、3.8%アップで1万4,860円と、

この水準についてでありますけれども、職員団体との合意というのは尊重しながらも、この交渉のプロセスの中では、当初、職員団体の要求というのは3万1,000円の要求だったんですね。今回の1万4,860円ということについては、実質賃金が今、低下する中で、物価高騰分を補う引上げにならなかつたことというのは、これはやっぱり残念だというような認識も示されておりますね。実際、今の経済状況の中で、こういう数字について、これは23区全体とのやり取りの中でこういうやり取りがあったわけだけれども、区としては、こういう今の経済状況の中で、今回の3.8%、1万4,860円、こういう数字をどう見ているのかというのを聞きたい。

それから、私も民間の零細の組合の執行委員とかもやっていましたけれども、公務員の方々の賃金闘争というんですかね、やり方というのは、議員になってから勉強させていただきましたけれども、算定基礎問題というのがずっと言われているそうなんですね。今回のそういうアップ分の水準を決める上でね。公民の比較をしますよね、そのときに、今まで民間の事業所、50人以上のところを比較したのを、今回は100人以上にしたということで、改善というか、変化というか、あったということですけれども、文京区でいえば、正規職員の方は今、2,000人超えているということでいえばね、率直に言って、文京区最大の事業所ということが言えるわけですよね。

そうすると、この辺の算定基礎問題というのは、今後、課題だということにはなっておりますけれども、交渉の中では、今後も文京区も参加して交渉していくというふうに思うんです。これはより実態に合った形での公民の比較というのが当然される必要があるというふうに思いますけれども、それについても認識を聞きたいというふうに思います。

それから、今日の報告資料、説明をさつきやった、資料4号に関わって聞きますけれども、1つは、2ページの人事・給与制度の(2)の時代に応じた採用制度の見直しというところで、イのところですね。専門性のある職種については、人材確保に取り組んでいくというふうに書いてあるんです。

23区の全体の採用の状況を見てみると、春採用は定期採用みたいなことだと思うんですけど、秋採用というのが造園・建築・機械・電気ということで、技術系の職員の方の募集というのが、ちょっと内容は大変になっちゃうので言わないですけれども、今言った4職種で204人の採用を予定したところで、申込みが127人で、最終合格者は51人という状況になっているんですね。

こういう技術職の方の力というのは、当然必要だから、こういう資料に書かれてあるよう

に、人材確保ということになるんだと思うんだけれども、この辺の、今、私が紹介した、この秋の採用の状況なんかからして、こういうひずみというのが実際どのようになっていくのか、それを現実的にはどのように克服されようとしているのか、聞きたいということあります。

それから最後に、今、浅田委員も触れられましたけれども、メンタルヘルスとかカスタマーハラスメントとかいう課題については、昨年この審議をやったときに、私も若干取り上げて、この資料の4ページの例えは「ツ」のところに、昨年とたしかこれ同じ表現で、カスタマーハラスメント、去年は一般的にはハラスメントのところの記述のところを取られたのかな。それで、やはり府内でもいろんなことが現実に起きていますというのを端々に聞いておりますのでね。で、今、対応については聞きました。こういう事柄については、昨年の質疑の中では、今後、やっぱり取組なんかについては議会にもよく分かるようにしてほしいと私、お願いしたんです。検討しますということだったけれども、今後、議会に向けて、対応、先ほどの到達は分かりましたけれども、今後、やはり取組を共有化していくという意味でも、議会にもお知らせいただきたいというのを改めてお願いをしておきたいというふうに思いますけれども、その点について、それぞれお聞かせいただければと思います。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 まず、今回の給与改定に伴う影響額についての御質問の部分ですけれども、正規職員における影響額は、給料表の引上げにより約5億2,300万円の増額、特別給の支給月数の引上げにより約5,000万円の増額となり、合算して約5億7,300万円の増額と試算しております。

会計年度任用職員については、給料表の引上げにより約2億7,900万円の増額、特別給の支給月数の引上げにより約2,600万円の増額となり、合算して約3億500万円の増額と試算をしているところでございます。

今回の3.8%という数字をどう見ているのかというような部分についてでございますけれども、職員の給与を決定する場合、これは地方公務員法に規定されていますけれども、いろいろ考慮すべきものというのがある中で、生計費という概念がございます。生計費というのは、家計の単位である世帯が生活のために資する費用というものを一般的には言うんですが、この勧告に当たっては、生計費を用いて給与水準等の検討をしているというようなところで、特別区内の生活事情は勧告に反映されているというような理解をしているところでございます。

あと、算定基礎のところでございますけれども、今回、50人以上から100人以上というところで、対象企業の規模が大きくなつたというところでございますが、これについては、特別区における厳しい採用環境を踏まえて、人材を確保するために、公務の職務、職責を重視し、大都市にふさわしい、より規模の大きな企業と比較する必要があるというふうにされているところでございます。

こちらについては、人事院勧告であつたり、東京都の人事委員会の勧告であつても、やはり人材確保、人材獲得という言葉が実際出ているところでございますので、特別区においても、それと同等の対応をする必要があるというふうには認識しておりますので、今回のこちらについても、妥当なものであるんではないかというふうに考えてございます。

あと、専門職の採用というところで、秋採用というところで今お話がありましたが、副委員長がおっしゃっているのが、恐らく1類の技術職の秋試験のお話かなと思うんですけれども、今年度、文京区では、1類については、春の試験のみでの確保を目指しているところでございます。

一方で、経験者採用というところも実施しております、今、まさに実施をしているところでございますけれども、その経験者というところでは、今おっしゃった、土木であつたり建築であつたりという専門職種についても、需要数を出しているところでもございますので、今後、面接等を通して、そういったところで専門職の職員を確保していきたいというふうに考えているところでございます。

最後のメンタルヘルス、カスハラというところにつきましても、こちらについてはきちんと議会にもというようなお話でございますが、こういった議論をしているというようなところ、今、途中経過というところでございますけれども、今後、こちらの結果、結論というようなところは御報告差し上げるというような形になるかなというふうには考えてございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 それぞれ状況は分かりました。対応をお願いしているところは引き続きお願ひします。

それでもう1点、今回の人事院勧告では、3.8%、1万4,860円というのは、全ての職種におしなべてという形、そこは去年と違うわけですよね。去年は、何年かあったと思うんですけど、若手に比重を置いた形というふうになっていましたよね。

そうすると、たしか昨年のこの種の質疑の中では、例えば部長職のところは、0.9%のアップですというふうになっていたんです。去年は、全体が2.89のときに部長職は0.9だと。

これは若手の育成とか採用とかということで、そっちは厚くしてあるんですという説明でした。今年の場合は、平均では3.8なんだけど、今との比較でちょっと確認したいんだけど、部長職のところは何%でアップしているんですか。

○白石委員長 中川職員課長。

○中川職員課長 部長職につきましては、3.4%となっております。

（「はい、いいです」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、質疑を終了させていただきます。

まず、議案第55号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○吉村委員 議案第55号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてですが、こちらは人事委員会勧告に基づいての改定となりまして、その内容も妥当であると考えますので、自由民主党は賛成とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、議案第55号、賛成をさせていただきます。

少し理由を述べさせていただきたいんですけれども、物価高が継続されて、生活を圧迫しているという状況の中で、公明党は、物価高を上回る賃上げに全力で取り組んできたところであります。そしてまた、国会におきましても、その賃上げを後押しするような支援策、メニューの充実に汗をかいてきたというふうに認識をしております。そのかいがありまして、企業、民間のトップリーダーの皆様には、賃上げに御尽力をいただきて、このような民間の従業員の平均給与が40万6,322円になりました。格差が1万4,863円起きたということで、今回、3.8%のその是正をして、初任給、また全ての階級の方たちに報酬の引上げが妥当であるというふうな報告をいただいたこと、それは非常によかったですなというふうに思っております。

これからも、そういった官民較差があった際には、職員の適正な処遇を確保していくという意味でも、必要な制度の見直しということをしていきながら、また、人事・給与、勤務環境の整備ということに関しても、るる細かく記載をしていただきましたけれども、区民の信頼を寄せていただけるように努めていただけるように意見を付しまして、公明党、賛成をいたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 先ほども申しましたが、国及び地方の公務員賃金というのは、民間準拠、いわゆる民間賃金のかがみであって、日本の社会的賃金の安定する一つの装置という機能を果たしているというふうに私どもは思っています。それで、公務員賃金が一定の水準を維持することが全体の賃金を維持していくという役割を果たしているというふうに思っています。

そういう観点からも、今回の引上げについては、非常に歓迎するもので、ぜひ、公務員の方も含めて頑張っていただきたいという気持ちも含めて、賛成をいたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 議案第55号、賛成します。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 今回の公民較差1万4,860円、3.8%という数字は、国の人事院勧告に基づき、比較対象企業規模を従来の50人以上の企業から100人以上の企業に引き上げて較差を算出しているもので、これは平成3年以来の大きな上げ幅となっていると伺っております。

10月の決算審査でも、組織力向上の観点で、採用や定着などについて議論させていただきましたけれども、現在、人材競争が激化している現状も踏まえれば、優秀な人材を確保して、区政の安定的な運営を維持するためにも必要な措置と考えております。

管理職の一部の層の給与に大幅な上げ幅が生じる点については、当初、違和感を覚えたのも事実なんすけれども、それについては、職責に見合った水準に是正するという措置として妥当なものと判断いたします。

また、部長職にも成績評価が導入されると伺っておりますけれども、組織全体の活力を向上させるための前向きな取組であると受け止めております。

物価高騰などの厳しい社会情勢と人材確保競争に対応するため、また、公務員給与の民間準拠の原則の下、これらは妥当な措置であって、区政運営の基盤を強化するものであると判断いたしますので、市民フォーラムは議案第55号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 一般職給与の改定は、特別区人事委員会勧告に基づき、民間との較差解消を目指す目的とする制度上の措置であり、しっかりと理解できます。

区民が主役の会としましては、この議案、賛成いたします。

また、先ほど申し述べましたとおり、人事評価については、適切に行われているということでしたが、周りが、なぜあの人が高評価なのかということが納得感がいくように、うわさとかいろいろな憶測が立つことがないような、しっかりととした評価を行っていただき、モチベ

ーションを職員の方々に高めていただくよう、重ねてお願ひを申し上げて、賛成いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第55号ですね、今回の人事委員会の勧告が34年ぶりに3%を超える公民較差の解消の内容になって、こういう形になっているという点で、これは私たちも職員団体の皆さんとの合意を尊重するという形で、賛成をしたいというふうに思います。

ただ、質疑の中で聞きましたけれども、この賃金水準というのは生計費だということで、それはそうだと思うんですよ。それで、生計費原則でやったときに、3万1,000円ぐらいの水準が必要だよという中でも、1万4,860円の3.8%ということですから、これは今の物価上昇分を補うということには当然ならない水準だというふうに思うんですね、実態的にはね。

だから、今後とも、質疑の中で明らかにして聞きましたけれども、算定のやり方のさらなる改善とか、それから実際の仕事の中で起きている様々な課題などを克服する中で、さらにつきつと給与の引上げという点でも御対応いただきたいというふうに思っておりますので、それはお願ひをしておくということあります。

以上。

○白石委員長 賛成ね。

（「そうです」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、議案第55号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案を可決といたします。

続きまして、議案第56号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

引き続き、態度表明に入らせていただきます。

区民が主役さん。

○海津委員 会計年度任用職員の方々も、文京区の住民サービスの向上には非常に大きく寄与していただいているところです。特別区人事委員会の勧告に基づき、民間との較差、格差の解消を目指すことは非常に重要なものと考えておりますので、区民が主役の会、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 先ほどの第55号と同様の理由で、議案第56号についても賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 56号、賛成します。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 会計年度任用職員の方、各区事項というのがあるんですね。それは、23区統一で決めているものもあるんですが、各区で決めてもいい事項があるんですね。その中の、私は福利厚生については、今後、十分話し合いの場を持って、文京区独自としても大切な区民サービスを提供する人材なわけですから、ぜひ、その窓口だけはしっかり確保して対応していただきたいということをお願いして、賛成をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、議案第56号、会計年度任用職員の皆様も大切な職員の皆様でございまして、先ほどの意見を付しまして、公明党、賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 自由民主党は、議案第55号と同様の理由にて、今回も賛成させていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案第56号についても、日本共産党として賛成をいたします。

ただ、質疑の中で明らかにしましたけれども、影響額で見ますと、3億500万円だと。昨年の議事録を読みますと、5億3,000万円ぐらいなんですね。これは特別給の支給月数が4分の1になっているので、その影響なんだろうとは思うんですけれども、今、2,000人を超えて、会計年度任用職員の方々がいて、区のサービスを担っておられるということから考えれば、職員のほうは昨年が5億4,000万円で、今年5億7,000万円だから若干増えているというので、この伸びでいいのかという課題が残ると、先ほども申し上げたとおりですけれども、会計年度任用職員の方のほうが、少し大きく減るというようなところについては、この方たちの処遇の改善が、賃金の面でもますます求められるということが言えるというふうに思います。

私たちはこの間、昇給の問題なんかも、23区の中で9区でしたかね、やっているよというようなことで申し上げてきましたけれども、そういった点での対応をこの機会に改めてお願いしておきたいというふうに思います。賛成です。

○白石委員長 それでは、議案第56号の審査結果を申し上げます。

賛成8、反対ゼロ、原案可決といたします。

続きまして、議案第52号、文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例、議案第53号、文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例、議案第54号、文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○竹田総務部長 ただいま議題とされました議案第52号から議案第54号までにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第52号、文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例についてです。

総務区民委員会資料、資料第1号を御覧ください。

本案は、文京区特別職報酬等審議会の答申に基づき、区長及び副区長の給与月額及び期末手当に係る支給月数を改定するほか、社会情勢の変化に合わせ旅費に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

改定の内容でございますが、まず区長及び副区長の給与月額を、区長131万8,500円、副区長106万7,100円に改定するものでございます。

次に、区長及び副区長の期末手当について、年間の支給月数を現行の3.60月から3.65月に0.05月引き上げるものでございます。

なお、期末手当の引上げについては、令和7年度は、12月支給分で0.05月引上げ、1.85月とし、令和8年度以降は、6月及び12月の支給分でそれぞれ1.825月とするものでございます。

施行期日は、給与月額及び令和7年度12月支給分の期末手当の改定については公布の日、令和8年度以降に支給する期末手当の改定については令和8年4月1日でございます。

なお、給与月額の改定については、令和7年4月1日から適用するものでございます。

次に、社会情勢の変化に合わせ、旅費に係る見直しに伴う規定の整備をするものでございます。

具体的な内容としましては、資料にありますとおり、アとして、車賃からその他の交通費への名称の改正。

イ、宿泊料の見直しとして、(ア)宿泊料から宿泊費への名称の改正、(イ)定額支給から上限付き実費支給への変更。

ウ、渡航手数料から渡航雜費への名称の改正。

エ、日当、旅行雜費及び食卓料の廃止。

オ、包括宿泊費及び宿泊手当の新設。

カ、その他規定の整備。でございます。

これらの内容を反映しまして、現行の旅費の種類が、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、

旅行雑費、宿泊料、食卓料及び渡航手数料の9種であったものを、鉄道賃、船賃、航空賃、その他交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の8種に改正するものでございます。

施行期日は、公布の日、適用日は令和7年4月1日からとするものでございます。

次に、議案第53号、文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

総務区民委員会資料、同じく資料第1号でございます。

本案は、ただいま御説明いたしました議案第52号と同様の内容で、教育長の給与月額を97万5,100円に改定するとともに、教育長の期末手当について、年間の支給月数を現行の3.60月から3.65月に0.05月引き上げるものでございます。

なお、令和7年度12月及び令和8年度以降の期末手当の支給月数について、並びに施行期日、適用日についても、議案第52号と同様でございます。

また、旅費に係る見直しに伴う規定の整備についても、議案第52号と同様でございます。

最後に、議案第54号、文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

総務区民委員会資料は、同じく資料第1号でございます。

本案につきましても、ただいま御説明いたしました議案第52号及び第53号と同様の内容でございます。

区議会議員の議員月額報酬を、議長96万8,900円、副議長83万400円、委員長68万1,400円、副委員長65万3,000円、議員62万9,700円に改定するとともに、区議会議員の期末手当について、年間の支給月数を現行の3.50月から3.55月に0.05月引き上げるものでございます。

期末手当の引上げについては、7年度は、12月支給分で0.05月引上げ1.80月とし、令和8年度以降は、6月及び12月の支給分でそれぞれ1.775月とするものでございます。

なお、施行期日及び適用日については、議案第52号、53号と同様でございます。

また、区議会議員の費用弁償として支払われる旅費についても、議案第52号、53号と同様の内容で旅費の種類の改正を行うため、提案するものでございます。

以上の議案第52号から議案第54号までの3議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○白石委員長 それでは、御質疑をお願いしたいと思います。

質疑のある方は挙手で。

それでは、海津委員。

○海津委員 先ほどの一般職の給与の改定は、特別区人事委員会の勧告に基づき、民間との較差解消を目指す制度で、十分理解でき、区民が主役の会としましては、賛成いたしました。しかし、特別職は、一般職とは制度的にも職務的にも位置付けが異なり、同じ理由で自動的に引き上げるということには、合理性がないと考えています。むしろ、特別職にここで確認していかなくちゃいけないのは、区政改革の実績や説明責任、そして誰一人取り残さない区政運営をどう実現に向け努められているかということを確認しなければならないと思っておりますので、幾つかここで御質問していきたいと思います。

副区長2名体制に昨年いたしました。その中で、副区長の役割分担を明確にするために、今回、この1年間でどのような見直しを行ってきたのか。2名体制で、スピード感も上げていかなくちゃいけないというふうに、2名体制にするときにあったかと思います、また、昨年の決算委員会の中で、佐藤副区長より御答弁いただいた中では、様々に増える行政課題にいかにスピード感を持って対応するということかと肝に銘じていられるということもお伺いいたしました。

そこで、1つとしては、副区長2名体制になって、意思決定のスピードが実際どう変わったのか。例えば決裁に要する日数や、予算査定の回数や期間、担当課からの稟議に関してどうのようになったのか。ここに一番大事なのは、今、情報というのを子どもたちが学ぶようになっていますが、高校でも必須科目になっていますが、伝えましたではなくて、伝わったかどうかが大事なことなので、ここでもそこを重点にしたいと思います。スピード感が上がったかというところでは、しっかりと職員の方たちもその実感を持っているのかということが1つ。

それから、意思決定のラインは、副区長御自身が実際は文書の決裁ライン上ではきちんと定めておかないと混乱するというふうに以前答弁いただいています。混乱していたと認めていた部分は、この1年でどのように改善されたのか。決裁フローの明文化や周知、研修など、具体的に取り組まれた施策があればお伺いしたいと思います。

それから、2名体制のコストとして、1,800万円が追加コストとして昨年上がるというようなことがありました、どのように検証を行っているのか。1,800万円の追加投資について、区としてどのように検証を行ったのか。成果指標というものは、どのようにお持ちなのかということ。

それから、2名体制で責任の所在があいまいになっていないかということもお伺いしたい

と思います。このところで、責任が、今、人事と予算は佐藤副区長がお持ちになっていますが、そうした中でも担任事項が幾つかありますが、この担任事項の中で、加藤副区長と佐藤副区長の間で持たれているものが、最終的な意見があったときにどういうふうな形で、最終の責任を負われるところはどこなのか。

以上、ここまで御答弁いただければと思います。

○白石委員長 いや、全部出しちゃっていいですよ。お願ひします。

○海津委員 これ一括でやるんですよね。

○白石委員長 一括ですから。

○海津委員 はい、分かりました。

それから、教育長についてもお伺いしたいと思います。

教育長も都から来ていただきまして、1年が経過いたしました。そうした中で、やはり教育委員会の教育長に私は求めているのは、子どもの権利をいかに守っていくかということだと思っております。そうした中で、9月の本会議質問で、柳町小学校のエレベーター、ほかのところは、各校小学校に1つ、保育園なりこども園に1つ、それから児童館とかの施設に1つ、それぞれやっているのにもかかわらず、柳町に関しては、小学校には、幼稚園と一緒に使う形で、非常に遠回りをさせられるようになっています。そこに対して、エレベーターを必要とする子どもが、日常の中で遠回りをして、遊ぶ時間も少なくなる、外に出るにも常々周りの子たちと分かれなければならない。こうした人権の問題に対して、御答弁は、学校運営上で安全面などはどうにかしていきますという……。

○白石委員長 海津委員、今、質問を聞いていると、何、給与を減俸したいというような……。

○海津委員 え、給与、上げるかどうかを今、確認している。

○白石委員長 それは前提の上で算定された数値が上がってきてるので……。

○海津委員 でも、それは……。

○白石委員長 もし御答弁いただけたとしたら、それはサービス答弁になりますけど……。

○海津委員 いいですよ、聞きたいので。

○白石委員長 すばり、ちゃんちゃんちゃんと聞いてくださいよ、具体的に。

○海津委員 分かりました。

こうした人権感覚というものが、教育長の中でどのようにあるのかどうかが、私はやはり、この勧告の上で、報酬を引き上げるに対して、そこに見合っているかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 まず、副区長2名体制ということで、どのような見直しを図ったかというところですけれども、今、委員からもお話をございましたとおり、行政課題が日々増えているという状況の中で、2人の副区長がそれぞれ担任制ということで、所管の部を持って、今、日々の行政課題に対応しているというところで、意思決定等については、日数等を数えているものではございませんので、正確に何日ということを申し上げられるものではございませんけれども、それぞれ担当の副区長がいらっしゃるということで、意思決定もそうですが、その意思決定に至る前の事前の相談といったところについては、従来よりはスピード感を持って対応できているというふうに考えているところでございます。

担任副区長が決定した際に、総務課のほうから、意思決定のルート等については全庁に周知をしておりまして、もう1年ちょっとたっておりますけれども、この段階においては、一切混乱なく進んでいるというような状況でございます。

また、この1,000万円という報酬について、どのように検証するかというところについては、なかなか難しい部分でございますけれども、今回の特別区職の報酬につきましては、事前に特別職報酬等審議会のほうに諮問をした上で、今回、妥当であるというような答申をいただいているというところからも、この部分についても妥当という判断をいただいたというふうにこちらとしては捉えているところでございます。

また、責任の所在というところについても、担任副区長ということで、それぞれ担当の部がございますので、責任の所在というものははっきりしているというふうに認識しております。

○白石委員長 教育のところの答弁が抜けました。すみません。

畠中総務課長。

○畠中総務課長 教育長の人権の感覚というようなお話をございましたけれども、この報酬等審議会の中では、当然、教育長の報酬についても含めての審議ということでございますので、先ほどの副区長と同様に、区長、副区長、教育長、それから区議会議員の皆様、この報酬額は妥当であるという判断を審議会としていただいたというふうに捉えているところでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 区長以下の賃金というか、給与なんですかって、聞く機会があつてね、似たような議論は常にあります。

ただ、私なんかは、最初に文京区に入区したときがね、随分昔ですけど、基本給1か月19万円というところからスタートしましたけれども、そのときにおいても、それぞれ自分の持ち場に対しての給与だというのがあって、私は自分の持ち場を一所懸命やるということなんですね。それが課長さんであったり、部長さんであったり、区長、教育長であっても、やっぱりそれはそれぞれの自分たちの持ち場をしっかりと守っていただくということで、賃金体系というものは決められているんだというふうに諸先輩から伺って、それに対して自分たちがどれだけ誠心誠意仕事を、あるいは区民サービスを行うかということだったんですよね。

それで、私は、この高いとか低いとか、あるいはどれだけのことをしているんだという議論というのは、やっぱり基準というのは難しいと思うんですよね。報酬審においても、世間の相場、民間の企業の調査の数字に比べてどうかといえば、なかなか比べるというのは難しいと思うんです。ただ、私が思うのは、それこそ区長以下、副区長、教育長は、私は率直に言って、これだけの仕事をやってほしいということなんですね。区民のほうも、堂々とやっていただきたいということが求められているんじゃないかというふうに思うんです。なかなか、何をもって基準にするのかというのは難しくて、階層別にね、文京区の場合も決まっていますけれども、私は、簡単に言うと、繰り返しになりますが、それだけのことをきちんと堂々とやっていただきたいということが求められているというふうに思っていますが……。

○白石委員長 貴重な御意見ありがとうございます。

○浅田委員 いや、質問になってないかもしれませんけど、何かあれば、はい。

○白石委員長 では、畠中総務課長。

○畠中総務課長 実は、この報酬審議会、今年が委員の改選の年だったんですけども、その委員さんの中には、公募委員の方も含まれておりますし、その公募委員さんのちょうど面接を今年やらせていただく機会がございました。どの方も、事前にお調べになってきていて、現在の議員の皆様の報酬ですとか三役の報酬ですとか調べていらっしゃっていました。思つたより低いよねということを皆さんおっしゃっていました。そういう受け止めなんだなと私も改めて思いまして、今、こういう物価高騰というような状況もございます。それに見合った引上げというのは当然のことながら、日頃の職責に応じた報酬というところからも、区民の方からはそういう受け止めだったんだなというふうには捉えているところでございます。

○白石委員長 浅田委員。

○浅田委員 ありがとうございます。もちろん、区民の方の中には本当に生活に困窮されている方がいらっしゃるのも事実なわけですから、そういう方のことも十分踏まえた賃金体系に

していただきたいということと、これは、おのれというか、自分に言い聞かせていることなんですが、今回、議員の給与についても出ていますよね。これ率直に言って、では議員の給与が世間の皆さんとの生活に比べてどうなのかというふうに問われたときに、数字の上では、額としてはやっぱり高いですよね、一般的に。一般的にですよ。私たちが接している区民の方に比べれば、やっぱり高いじゃないですか。

そういうときに、では給与、区長は高いから駄目だというのであれば、私は、自分たちの給与はどうなのかという問い合わせもし必要だろうというふうに思うんです。私自身は、本当に偉そうに言うわけじゃないんですけど、それに見合った仕事を私はしようと思っているし、してきているつもりなんですね。多くの議員の方ももちろんそうだと思うんですよ。ですから、それに見合った形での仕事というのは、私自身はしたいと思うし、しなきやいけないことだというふうに思っているんですね。そのことを、この条例提案というのは、併せて私は問われているように思うんです。

ですから、ぜひね、いや、本当に駄目だというんだったら、自分の給料が高いというんだったら、国庫にでも返せばいいんですよ、上がった分ね。駄目だというんだったらですよ。そういうことには、私はしたくもないし、すべきじゃなくて、その分、きちんと職責を果たすということが私は問われているんじゃないかというふうに思いますが、これについても答えは……。

○白石委員長 ありがとうございます。貴重な御意見、賜りました。

それでは最後に、金子副委員長。

○金子副委員長 まず、この特別職のところでの影響額を、それぞれ内訳も示して教えていただきたいというのが1つ。

それから、今度は報酬審の答申を受けてということなんですけれども、人事委員会の官民較差は3.8%だったということで、それを受け、それを適用しようという結論、結論はですよ、こうなっているわけですね。

ただ、昨年は、職員のほうの若年層に厚くというやり方を引き継いで、部長職のところの0.9で、特別職は上げたと。その考え方でどうなったのかというのが聞きたいんですよ、率直に言って。報酬審の答申では、そこまで書いてないのね、ちょっと詳しい議事とかちょっと見てないんですけども、つまり、今年の場合は、全体は3.8%アップなんだけど、部長職は3.4%なのね、先ほどね。3.4と3.8で0.4しか違わないじゃないかとか、あるけれども、やはりこれは財源が税金だし、区民の皆さんとの今の経済状況の中での合意というのは図れるの

かというのをやっぱり考えないといけないということでいくと、3.4という数字は今年使えなかつたというのは、その後の全体の理由は分かりますよ、23区の中では下位だと、低いほうだと言っていますよね。そうなんだということのほかに、何か議論があつたんですかということ。

それから、もしくは、この報酬審への答申は出ているんだけど、諮問ということはどういう形でしたんですか、その数字的には。つまり、3.8で一括でいきましょうという諮問なのか。その適用の仕方も含めて検討してくださいということだったのか、それをお示しいただいたいというのが2つ目です。

それから3つ目に、これは昨年も聞いているんですけれども、私たち、よく傾斜配分というのは期末手当についてあるでしょうというふうに聞いてきた。それは、昨年によく伺いましたら、職務段階加算と管理監督加算という形で、これは一般職でいう加算に準じてやっていますということありました。その割合というのは、100分の45ということで、45%増しということだと思うんです。昨年の0.9%アップというのでいきますと、三役の方は690万円加算があり、委員のところは3,420万円の加算、合わせて4,110万円ほどの加算がされているという話だったんですよ。今年、この答申に基づいた条例改定でいくと、三役と議員とそれぞれこの職務段階加算と管理監督加算というのはどれぐらいの加算額になるのか、お示しいただきたい。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 まず、今回の改定に伴う全体の影響額ですけれども、区長、副区長、教育長の三役合計が311万円になります。それから、区議会議員の皆様の合計が1,573万円というところで、合計いたしますと1,885万円というふうに見込んでいるところでございます。

それから、報酬審への諮問の仕方ということについてですけれども、諮問については、この3.8%の増額という内容で諮問をしたというところでございます。審議会の中では、昨年度、0.9%というのを使用したということについての議論といいますか、質問もございました、私のほうから一定御説明はさせていただいたというところでございます。

副委員長おっしゃったとおり、23区で比べたところで、特に区議会議員の皆様については最下位というような状況もございますので、何とか引上げをしていきたいというところと、引上げ率の部分つきましては、昨年度は部長級の0.9%という引上げ率を採用いたしましたけれども、今回については、全体の3.8%、平均の改定率を使用したというところで、昨年ほどではないですけれども、若手を中心とした引上げとなっている中でも、区議会議員の皆

様は特に若い方も増えてきております。年齢の幅もかなり幅広くなっているという状況もございますので、必ずしも部長級の職層、年齢層に合わせた引上げということにこだわる必要はないのではないかということで、今回は全体の平均の改定率3.8%を採用させていただいて、妥当であるという答申をいただいたという状況でございます。

それから最後に、職務加算、管理監督者加算というところですけれども、その部分の100分の45の影響額というところにつきましては、三役の合計が727万円、議員の皆様が3,602万円ということで、合計いたしますと4,329万円余りというふうに見込んでいるところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 そうすると、職務段階加算と管理監督加算の分だけでも、219万円ぐらい跳ね返って、多くなっているということなんですね。

それで、ちょっと今の答弁、金額は分かりましたけれども、先ほど報酬審の皆さん、委員の皆さん、新任の方だったので、いろいろ制度を説明されたということで、その声ね、意外と低いよねというふうにおっしゃっていたということなんだけれども、この職務段階加算と管理監督加算という制度があるということについては、説明されたんですか。それ事実関係だけ示していると。

それからもう一つ、で、進んでいきますね。それで、今度、旅費の規定の改定があって、これ提案説明のところでは、社会情勢に応じてという説明でしたけれども、具体的にどういうことで、今回、この提案に入っているのか、きちっと説明を聞いておきたいというふうに思います。これが2点目です。

それから3つ目に、私も副区長さんの部分で、2人体制になって、昨年のこの条例の審議のときは、まだ1年たってなかったから聞く機会はちょっとなかったんだけど、これもう1年以上たっているわけですね。そのときの答弁に関わってちょっと聞きたいんですけども、なぜ2人体制にするのかということに関わって、先ほども海津委員から少しありましたけれども、スピード感をもっと大切にすると、そういう説明だったんですよ。

で、具体的に、2024年6月に、副区長2人にしますと条例改定のときに、具体的に竹早・小石川図書館の一体的整備とか、それから、当時は児童相談所の開設だとか、部とか課を横断してやるプロジェクト型の事業、事務が増えているんだということで、あのとき私、質疑させていただきましたけれども、ずっと質疑していたら、総合戦略の50幾つの事業が全部横断しているんですけども、組織横断型なんですかというふうな話まで発展をして、そういうことも

含めて、2人体制が必要だったということでね、それは全部検証なんかできないんですけれども、この児相について、それから竹早・小石川図書館の一体的整備について、前者については、今年度になって改正されて、明日、子ども委員会で報告も受けますけれども、いろいろこの間ヒアリングして、資料について御説明いただきましたけれども、頑張っていて、いろんな課題も当然あるけれども、推移しているというのは分かりましたよというか、明日ももっとよく分かりたいというふうに思っていますけど、それ2人体制でどういう効果があったのか、聞いておきたい。

それから、竹早・小石川図書館については、これ一般質問で私たち取り上げましたけれども、今年2月に中間のまとめに基づくワークショップが止まって以来、もうこれで、今日から12月ですよね、年明けすればもうかれこれ1年ということになるわけです。ずっと答弁は変わらないですよ。検証していますと。区民の皆さんのお見を聞いてね。スピード感を持ってやっていくといったのが、こちらについては、実際問題、スピード感が全然出てないんじゃないですかと。ただ、これどんどん急いでやるというふうに、一面的に言えない面ももちろんあるのは分かりますけれども、少なくとも今回、報酬が、今、聞いたような、管理監督加算、職務段階加算なんかも含めて、アップする機会に、この2人体制というのがどのように機能し、効果を発揮しているのか、これはきちっと聞いておかなければいけないというふうに思うんです。

それに関わって、この担任制というのを取られて、今、小石川・竹早の一体的整備なんかについていえば、佐藤副区長さんのほうがアカデミー推進部の担任になっていて、加藤副区長さんのほうが土木部、教育委員会と、こうなっているわけですよ。だから、担任で股裂きになっちゃっているわけですよ。この点については、逆にやりにくいんですというようなことがあれば、それは率直にお聞かせ願いたい。

それから、この間、議会でちょっと話題になっていたのは、子ども保健センターでしたっけ、国が児相と保健サービスセンターの機能、保健所のところの機能を一体型のというようなことで示して、文京区はそれぞれ連携しながらやっていきますということで推移して、報告は聞いておりますけれども、これについても、この担任制ということでいくと、子ども家庭部と保健衛生部と股裂きになっているわけですね。これ担任制という面から見ればですよ。この点については、副区長さん2人体制にするといったときの構想とか、国がそういうふうに示したものとの関係でいうと、単純にこの2人体制でスピード感が出て、意思決定が進んで、速やかにというような感じでもないんじゃないかなというふうに、この1年半ぐらいな

んか見ていて、私なんかは思うんだけれども、現実的にはどのようにになっているんですか。

この報酬等がアップする関係で、これはきちっと聞いておきたいと思います。

○白石委員長 畑中総務課長。

○畠中総務課長 まず、1点目の職務段階加算、それから管理監督者加算についてですけれども、こちらについて、審議会の中で改めての説明ということはしておりませんけれども、審議会の資料といたしましては提供しております。その加算を含めた年収というところでも、23区の比較というところでの表を資料としてお出ししております、そういうといったものを御覧いただいた上での、受け止めというふうに捉えてございます。

それから、旅費の改定につきましては、こちらは国ほうで旅費法の改正がございました。この7年4月1日に施行されたわけなんですけれども、この旅費の法律というのが、戦後間もない頃にできて、それ以降70年余り大きな変更がなかった。金額の変更はあったにしても、大きな枠組みについての変更がなかったということで、今の時代にかなり合っていない。例えばパック旅行ですとかそういったような概念は、70年前にはなかったというようなこともございまして、例えばそういうことなんですけれども、様々、今の時代に合わない形になってきているということで、こちらは国ほうで大幅な見直しを行ったというのが今年の4月のことでございまして、それに倣って、各自治体においてもそれぞれ旅費の規定の整備が順次行われているというような状況でございます。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 御質問の竹早公園と小石川図書館の一体的整備のところでございますけれども、これまでの区民の皆様の御意見も伺う中での検討の中で、様々な御意見があるというところで、現在、テニスコート、公園、図書館、それぞれのところで課題整理をしているところでございます。こちらそれぞれの所管で、副区長も入りまして検討しているというところでございます。まだ課題のほうが整理をしている最中でございますので、そのあたりの検討は現在継続しているというところでございます。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 今、企画課長さんの答弁と、2人体制にしたときの佐藤副区長の当時の答弁というのは、結果として1年半たってみると、非常に落差があるというふうに私は思う。こう言っているんですよ。非常にスピード感も大切になっていますと。そうした中で、より複雑化してスピード感が求められている中で、どういう体制にしていくかということが大きな課題だというので提案になったと。2人体制ね。

それから、強力な執行体制が必要だというのを実感している。強力な体制というのは、僕ら、必ずしもそうなのかなというふうに思いますけれども、具体的にさらに踏み込んでこう言っているんですよ。部長間の調整を図るということが非常によくなってきておりますけれども、そういうことができる力を持っているということになりますと、やはり副区長だと、という立場で推進体制を強化していくことが必要だというので、この提案になっているわけです。

だから、今の企画課長さんの答弁は、今まで答弁、聞いているとおりなんですけれども、副区長の2人体制との関係で、この提案説明、提案説明じゃないんだ、これ、答弁なんですけれども、どういう意義があるんですかということについてのお答えが当時あった。これを今回、報酬が上がる際に、一旦振り返ると、これは様々な多様な区民の皆さんの意見が出てきたから検証するということで、これは収まっている、それでそうだねと思っていられる時間が一定あると思いますよ。それは、あれだけの色々出てきているから。だけれども、この年末、年明けとなってくると、もうそろそろね、結論を出せないかもしれないけれども、途中でこうなっているとか、そういうことがいえる体制なんじゃないですかと、スピード感を持って強力にやるというんだから。この2人体制というのは、そういうことでは機能しなかったということになるんじゃないですか、そしたら。

○白石委員長 川崎企画課長。

○川崎企画課長 スピード感を持って対応していくというところは、現状も変わりございませんが、一方で、副委員長も御指摘のとおり、この複合的な様々な御意見をいただいたというところで、その対応に当たりましては、丁寧な課題整理であるとか議論が必要であるというふうに思っております。今後も、両副区長の下、検討のほうは着実に進めてまいりたいというふうに思っております。

○白石委員長 金子副委員長。

○金子副委員長 私は今言ったように、様々な多様な意見が出てきたら、それは一定待っている期間とそうじゃない時間帯とあるといったでしょう。それから、決まってないにしろ、途中で途中報告するというのはあるでしょう。それは一般質問で述べたとおりですよ。それが2人体制に副区長をしたときの説明との関係で、私は、副区長の体制問題については、さらなる検証が非常に求められるということがいえるというふうに思いますので、そのことは指摘をしておきたいというふうに思います。

○白石委員長 それでは、議案第52号、文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例に

についての態度表明をお願いしたいと思います。

自由民主党さん。

○吉村委員 議案第52号、文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例についてですが、今回の給与改正は、特別職報酬審議会の審議を経た上での改正となり、その内容についても妥当であると考えますので、自由民主党は賛成させていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党、議案第52号、文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例については、妥当と確認させていただきましたので、賛成いたします。

○白石委員長 AGORAさん。

○浅田委員 ちょっと意見を述べさせていただきますが、やっぱり自治体の首長というのは相当責任が問われますよね。私がすごい尊敬している、かつて国立市の上原公子さんという市長さんがいらしていて、あの方が、国立という景観を守るために、簡単に言いますと、20メートルの高さ制限の条例をつくっちゃって、マンションを建てられないというふうにしちゃったんです。ところが、マンション建設業者から逆に訴えられて、最高裁まで行って負けるわけです。つまり、その条例は違法だということになって、個人ですよ、個人に対して三千数百万かな、の支払いが最高裁で決定して、もちろん支援者からのカンパもあるんですけど、本人が3,000万円を払うというようなことが実際にこれあった事件ね。

上原さんという方は、非常に尊敬される、すばらしい方なんですけれども、やっぱりそれぐらい、自治体の首長というのは責任を問われますよね。問われるんですよ。ですから、それなりの当然稼ぎでも上だし、それなりのやっぱり仕事を、私はきっちりやっていただきたいという思いなわけです。

ですから、そういう私どもの1議員の気持ちも含めて、ぜひ応えていただきたいということです。で、賛成をいたします。

○白石委員長 ありがとうございます。賛成。

永久の会さん。

○山本委員 では、態度表明させていただきますが、議案第52号は賛成でございますが、質疑を聞いていて、何か区長、副区長、教育長、あ、教育長は次か。聞いていて、かわいそうだなって、何か思いましたね。何でそこまで目くじら立てて議員がね、いろんな指摘はいいんですけれども、考え方等々もいいんですけども、質疑を聞いていても、何か意地悪感が出るような質疑だなというふうに思っていますね。

私、これ人事委員会勧告で出て、そしてまた報酬審も通って、この提案がなされていると。これ何回も、私も長い議員の中、審議をやらせていただいていますけれども、実際上がったと、今回は。過去にもどんどん下がるときもあったんですよね。この報酬に関する条例とか議論というのは、その機関で決められたものが、ずっとこの委員会、本会議とか降りてくるわけですから、ある意味、もう上がろうが下がろうが、社会情勢によっても含めて決められたことなんで、私が高いだの安いだのってとやかく言うような話の内容のものではないと思つていて、出されたもの、人事委員会、報酬審議会が決められたもの、これは従うしかないんであろうというふうに思つております。

ちょっと加えれば、特別職の皆さんも公務員でありますから、そういった意味では、僕ら議員も含めて、私も含めて、区民の福祉向上のために、もっと言えば、文京区のために、区民のために、少しでも役に立とうと、立ちたいと、頑張りたいということで、特別職をやつていると思うんですよね。

私が見ている範囲で、一つ、あえてね、長くなりますが、感想を述べさせていただきたいんですが、恐らく、そういった理念、考えの下で、誠意を持って、堂々と仕事やっていますよね、と思うんですね。だから、恐らく、特別職の皆さん、能力もお高いし、もっとお金が欲しくて、給与を高くしてほしいというのであれば、民間企業にしたら2倍でも3倍でも頂けるような会社に行けると思いますよ。それぐらいの方があえてこうやって公務員として、住民のために汗をかいて役に立とうということでやられているということで、私は逆にありがたいなと思わせていただいておりますので、いろんな意見等々があると思いますが、それにめげずに、今までどおり職務に徹していただければと思っておりますので、応援の面を入れて、賛成いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 区長、副区長においては、やはり職員給与と比較し、もともと高い水準に同じ割合を乗ずると、当然ながら上げ幅も大きくなるわけですけれども、今回の特別職報酬審議会での意見ですか全体のバランスを考慮して、今回は妥当な措置と判断いたします。これは自戒も含めてですけれども、給与の引上げに見合った職務の遂行、それから高いレベルでの成果というものを今後も期待をしております。

議案第52号、賛成をいたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 特別区人事委員会勧告は、一般職給与に勧告を行うもので、特別職や議員は従う

必要はありません。

（「報酬審……」と言う人あり）

○海津委員 報酬審も含めて、従う必要はありません。現時点で、特別報酬等の増額に対する、先ほど課長からも御答弁いただきましたけれども、成果の指標はまだまだ不十分なところがあると考えます。

また、財政の先行きも決して楽観できません。区民生活が厳しさを増す中で、説明責任がまだまだ十分ではないところからすると、特別職報酬を引き上げることには、区民の理解が得難いものがあります。

区民が主役の会としては、議案52号、反対いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案の52号ですね、区長、副区長給与条例の一部改正ですけれども、結論から先行くと、これ反対です。

先ほど質疑の中で明らかにしたように、その上げ幅の議論というのはあるんですよね、こういう時代ですから。ただ、それ以前に、加算がされていると。その額が、昨年でいうと4,110万円、今年の場合だと4,329万円と、ごめんなさい、三役、教育長さんも含めると727万円、昨年は690万円という、こういう形ですよ。

だから、こういうものも含めてトータルに考えれば、確かに重責を担われている方々の区長、副区長ということですけれども、それに見合う報酬額なのかというのをよく考えないといけないと、加算も含めてね。

そうすると、これは今の物価高騰等々、大変だという中で、私たち、夏にかけて区民アンケートをやりましたけれども、例えば消費税が5%になっても大変とかね、まだなってないのにこういう声が届くわけです。インボイス制度が大変だと。非常勤の働き口を健康上の理由から減らしたと。年金生活になんでも働かざるを得ない方、いっぱいいますよね。そういうときに、こういう報酬の額が妥当なのかどうかと考えたときに、これは私たちは妥当ではないと。今回の上げ幅、もともと加算している部分などがあれば、十分でないかというふうに思います。これ以上上げる必要はないというふうにも言えるというふうに思います。

したがって、これは条例案で議会に態度表明を問われているものであって、私たちは52号の条例案について反対だということあります。

○白石委員長 議案第52号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対2、原案可決とさせていただきます。

続きまして、議案第53号、文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の態度表明をお願いいたします。

区民が主役さん。

○海津委員 議案第53号、区民が主役、先ほどの議案に対しての反対意見と同様の意見を付して、反対いたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 先ほどの議案第52号と同様の理由で、第53号、賛成いたします。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 先ほど同様、53号、賛成します。

○白石委員長 A G O R Aさん。

○浅田委員 ちょっと合わせた意見になるかもしれません、教育長の責任……。

（発言する人あり）

○白石委員長 早く、早く。早く態度表明してください。

○浅田委員 貴重な、大変な仕事なわけですから、ぜひ、その重責を担っていただくということ、賛成をいたします。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 先ほどと同様に、議案第53号、賛成いたします。

○白石委員長 自由民主党さん。

○吉村委員 議案第53号につきましては、自由民主党は先ほどの議案第52号と同様の理由で賛成とさせていただきます。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 議案53号ですね、先ほど同様で、職務段階加算など加算がもともとある上に、一般職員全体の3.8%という率で上げる必要はないというふうに思いますので、反対です。

○白石委員長 議案第53号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対2、原案を可決とさせていただきます。

続きまして、議案第54号、文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

態度表明を、自由民主党さん。

○吉村委員 議案第54号につきましても、自由民主党は、先ほどまでのと同様の理由で賛成とさせていただきます。

○白石委員長 公明党さん。

○田中（香）委員 公明党も、議案第54号、先ほどの意見と同様で賛成いたします。

○白石委員長 A G O R Aさん。

○浅田委員 これは私の生き方かもしれませんけれど、議員の給与が上がって、仮に反対したとするじゃないですか、主張としてね。だけど、通りました。では、上がった分のお金はどうするんですかということなんですよ。つまり、私は反対しました、だけど、給与が上がったんだから、それは頂きますというのは、私の政治姿勢にはないんです。だから、頂いた以上は、きっちとその分仕事をすべきというのを、私は自分には言い聞かせているんですね。もちろん、区民の皆さんからの御意見ね、生活が大変な状況も含めて、その分、私は還元というか、その分仕事をしたいという気持ちです。

ですから、この条例には、私はというより、会派としては賛成ということです。

○白石委員長 永久の会さん。

○山本委員 54号、先ほどの意見と同様じゃありません。今回に関しては、人事委員会と報酬審の答申が出ているので、受け入れさせていただいて、条例案としては賛成をいたします。

○白石委員長 市民さん。

○宮野委員 議員報酬については、社会一般の平均的な労働対価に基づいて、職務に専念できる水準に維持することが、議員の構成の多様性を確保して、議会の質を担保するための必要経費であると思っております。民主的な意思決定機関としての機能を維持するために、非常に重要であると考えております。これが仮に一般的な労働対価に対して低過ぎるということになれば、議員の倍率の低下ですとか、多様な人材の参入を阻害することにつながるのではないかなど懸念をいたします。

以上の観点から、公民較差を解消する特別区人事委員会勧告、それから特別職報酬審議会での意見に沿った改定は妥当であると判断いたしますので、市民フォーラムは議案第54号、賛成いたします。

○白石委員長 区民が主役さん。

○海津委員 区民生活が厳しさを増す中で、議会改革もまだまだ道半ば、そうした中で議員報酬を引き上げることには、区民理解を得ることは難しいと思います。

本議案について、区民が主役の会は反対いたします。

○白石委員長 日本共産党さん。

○金子副委員長 特別職、3つ目の議案第54号ですけれども、ここまでで影響額、先ほど合計

しますと1,885万円とさっき答弁があったと思うんですね。これどれぐらいかというと、文京区内の小中学校でやっている林間学校で、保護者負担金というのは大体これぐらいの額になるんですよ。1,850万円って、予算修正していますけれども。それで、私たちは、こういう水準での報酬アップというのは、議員についても、これは認めるべきでないというふうに考えます。

区議会議員というものが、区民の皆さんから負託を受け、各地域などで様々に活躍されていると、皆さん。これは私もよく知っています。しかし、それは報酬制度ということの関係でいえば、この職務に専念するだけのものをやっぱり保障するもの、そういう水準は必要だというふうに考えます。そこから考えると、今回引上げがなくても、十分これは専念できる水準だというふうに言えます。

したがって、日本共産党は、議案第54号について、反対するものです。

○白石委員長 議案第54号の審査結果を申し上げます。

賛成6、反対2、原案可決とさせていただきます。

これで審議を全て終了いたしました。

○白石委員長 本会議での委員会報告については、委員長に文案の作成をお任せいただきたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 委員会記録についても、委員長に御一任いただきたいんですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○白石委員長 それでは、これをもちまして、総務区民委員会を閉会いたします。

午後 5時18分 閉会